

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例

1 改正の内容

- (1) 年次有給休暇を暦年管理から年度管理に改める。(第十三条)
- (2) 「子の看護のための休暇」の名称を「子の看護休暇」に改める。(第十五条)
- (3) 出産支援休暇及び育児参加休暇を廃止し、出産協力休暇を新設する。(第十五条)

2 新旧対照表

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成十年三月文京区条例第四号）

改正後（案）	現行
<p>第一条～第十二条（略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、<u>一会計年度</u>ごとの休暇とし、その日数は、<u>一会計年度</u>において、二十日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該<u>年度</u>の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者のその<u>年度</u>の年次有給休暇の日数は、その<u>年度</u>の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその<u>年度</u>の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、規則で定める。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>第一条～第十二条（略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、<u>一の年</u>ごとの休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において、二十日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該<u>年</u>の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者のその<u>年</u>の年次有給休暇の日数は、その<u>年</u>の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその<u>年</u>の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、<u>四十日</u>を上限として規則で定める。</p> <p>3～5（略）</p>

第十四条 (略)

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

2 (略)

第十六条～第十九条 (略)

付 則

第十四条 (略)

(特別休暇)

第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

2 (略)

第十六条～第十九条 (略)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。